

別表第1（第12条、第13条、第17条関係）

	種目	対象者	性能（対象範囲）	耐用年数	限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者若しくはA判定の知的障害者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者又は難病患者等であって自力での排尿が困難であるもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。（設置に伴う工事費を含む。）	5年	82,400円
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者であって、下着交換等に介助を要するもの又は寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。（設置に伴う工事費を含む。）	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	リクライニング機能や付属テーブルなど対象者が訓練できるものを備えたもの	5年	33,100円
	訓練用ベッド	上肢、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,000円
自立生活支援用具	入浴補助用具	上肢、下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。（設置に伴う工事費を含む。）	8年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は常時介護を要する難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの（手すりの取付け及び設置に伴う工事費を含む。）	8年	9,850円
	歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	T字状・棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）	3年	4,410円
	移動・移乗支援用具	平行機能、下肢若しくは体幹機能障害者であって家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。（設置に工事費が伴うものを除く。） ア 対象者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年	60,000円
	頭部保護帽	以下のいずれかに該当する頻繁に転倒する恐れのある者 ・ 下肢機能や体幹機能、平衡機能に障害がある者 ・ てんかん発作のある者 ・ 知的障害者又は精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	36,750円 ただし、レディメイドによる製品については29,400円
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者若しくはA判定の知的障害者であって自ら排便後処理が困難なもの又は上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。（設置に伴う工事費を含む。）	8年	151,200円
	自動消火器	以下のいずれかに該当する者 ・ 肢体、視覚、聴覚の障害程度が2級以上の身体障害者 ・ A判定の知的障害者 ・ 障害程度が1級の精神障害者 ・ 火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者又はA判定の知的障害者であって単身世帯又はこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障害者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者で自己連続携帯式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加湿し、一定温度に保つもの	5年	51,500円	
	吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上又は2級以上の肢体不自由者若しくは同程度の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	73,000円	
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上、2級以上の肢体不自由者若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上、2級以上の肢体不自由者若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円	
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円	
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者であって単身世帯又はこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円	
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者であって単身世帯又はこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上、心臓機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者で、血中酸素濃度を管理することが必要なもの又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの	5年	45,000円	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円	
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の身体障害者	パーソナルコンピューターを使用するに当たり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	5年	100,000円	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円	
	点字器	視覚障害者	対象者が容易に使用し得るもの(価格に点筆も含む。)	5年	10,400円	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者(本人が就労若しくは就学し、又は就労が見込まれるもの)	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生 再生専用	視覚障害2級以上の身体障害者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
				音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		35,000円
	視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害2級以上の身体障害者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像、文字等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円	
	盲人用時計	触読音声	視覚障害2級以上の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	10,300円
					13,300円	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・言語機能障害者若しくは同程度の身体障害者であって、コミュニケーションの手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円	ただし、ファックスについては42,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円		

人工こう頭	笛式	音声・言語機能障害者であって、こう頭摘出を行ったもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000円 気管カニューレ付とした場合は3,100円を加算した額
	電動式		顎下部などに当てた振動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの（価格には電池又は充電器を含む。）	5年	70,100円
点字図書		主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書（月間、週間等で発行される雑誌を除く。）	—	点字図書の価格から、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格を控除した額。 1人につき年間6タイトル又は24巻（辞書等一括購入しなければならぬものを除く）を限度
ストマ装具	蓄便袋	ぼうこう又は直腸機能障害者であって、人工肛門を造設している者 ※「紙おむつ等」の給付を受けたものは、「紙おむつ等」の給付期間中は本種目の給付を受けることはできない。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（基準額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	1箇所につき 月額8,600円
	蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は尿処理用のキャップ付きとし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（基準額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	1箇所につき 月額11,300円
排泄管理支援用具 紙おむつ等		3歳以上の身体障害者であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマの装具を装着することができない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する行動の排便機能障害のある者 ウ 脳原性運動機能障害等により排尿又は排便の意思表示が困難な者その他紙おむつ等の用具が必要と認められる者 ※「ストマ装具」の給付を受けた者は、「ストマ装具」の給付期間中は本種目の給付を受けることはできない。	紙おむつ、さらし、ガーゼ又は脱脂綿	—	月額12,000円
			洗腸装具	6か月	12,000円
収尿器	男性用	ぼうこう機能障害又は脊髄損傷等により高度の排尿機能障害のある身体障害者	採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のあるもので、ラテックス製又はゴム製	1年	7,700円
	女性用		耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の導尿ゴム管付採尿袋	1年	8,500円
住宅改修費 居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上のもの又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取り付け ・ 段差の解消 ・ 扉の取替え ・ 移動を円滑にするための工事（スロープの設置、床材の変更など） ・ 上記に掲げるもののほか、対象者が日常生活を送る上で不便が生じている箇所のうち、改修工事が必要であると判断できるもの 	10年 （介護保険法に基づく給付の期間も含む。）	200,000円